

小樽市立病院における医療事故等の公表基準

1. 目的

小樽市立病院で発生した医療事故等の内容、原因、改善策等について、自らこれを公表し、医療の透明性を確保することにより、地域住民が安心して医療を受けられる環境づくりと、医療安全管理体制の向上を図るため、この基準を定めます。

2. 用語の定義

(1) 医療事故（アクシデント）

医療に係わる場所で医療の全過程において発生する人身事故一切を包含し、医療提供側の過誤の有無を問いません。また、身体的実害がない場合でも、検査・観察を必要としたり、精神的被害を与えた場合も含むものといたします。

(2) 医療過誤

医療事故のうち、医療提供側の過失が原因で生じたものをいいます。

(3) 医療（医事）紛争

医療に関して、医療提供側と患者側との間に生じた紛争をいいます。

(4) インシデント

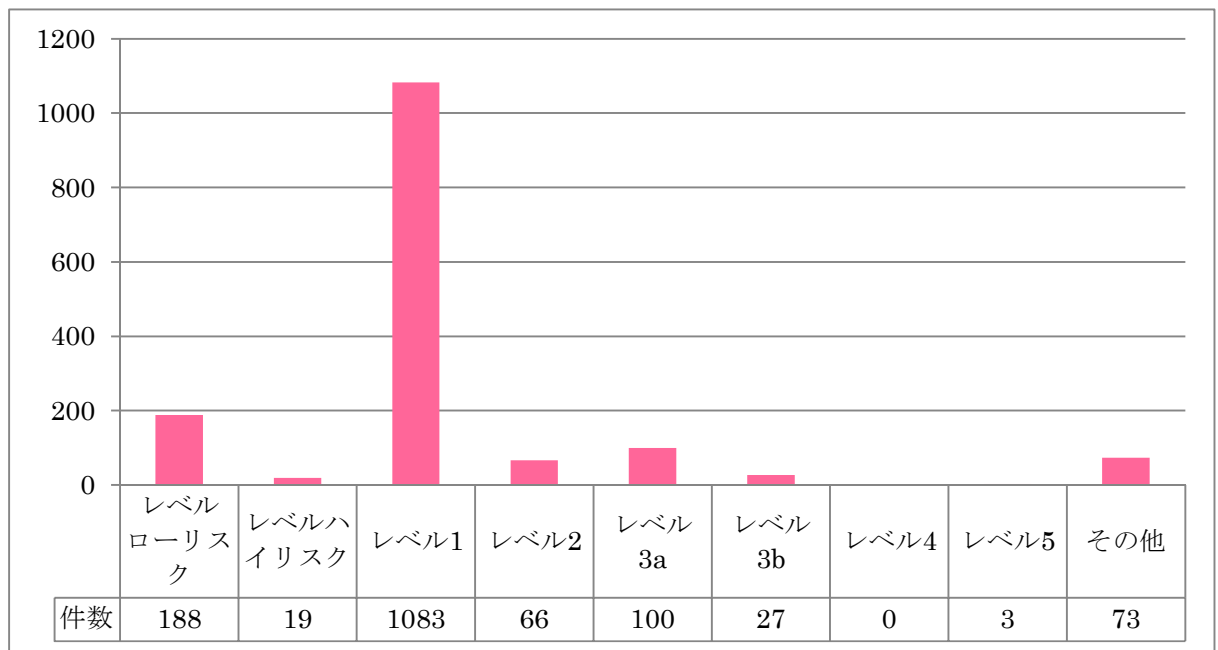
ある医療行為が実施されたが、結果的に身体的・精神的に影響を及ぼさず、その後の観察も必要ではなかったできごと、又はある医療行為が実施されなかったが、仮に行われた場合事故に発展する可能性があったできごとをいいます。一般にニアミス、ヒヤリハットとも呼ばれます。

3. 医療事故等の区分

アクシデント（医療事故）・インシデント（ヒヤリ・ハット）は、下記の通り区分することとします。

	区分	内容
インシデント (ヒヤリ・ハット)	レベルローリスク	患者に直接的な影響がなく、実施される前に発見
	レベルハイリスク	実施されればレベル 4~5 が予想される
	レベル 1	患者に実害はなかったが、何らかの影響をあたえた可能性があるため、観察の強化や心身の配慮が必要になる場合
	レベル 2	事故により患者にバイタルサイン等の変化が生じ観察の強化及び、検査の必要性が生じた場合
	レベル 3 a	簡単な治療や処置を要した。(消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与等)
	その他	盗難、器具破損など患者には影響がない場合
	区分	内容
アクシデント (医療事故)	レベル 3 b	濃厚な処置や治療を要した。(バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折等)
	レベル 4	事故による障害が長期にわたると推測される場合
	レベル 5	事故が死因となる場合

4. 平成27年4月1日～平成28年3月31日 インシデント・アクシデント レベル別発生数



5. 平成27年4月1日～平成28年3月31日 インシデント・アクシデント 概要別発生数

